

2024年 経済構造実態調査(産業横断調査) 経済センサス-基礎調査 調査票の記入のしかた



2024年 経済構造実態調査 産業横断調査票の記入のしかた

目次

調査票A

1 名称、電話番号及び法人番号	1	6 企業全体の主な事業の内容	5
2 所在地	1	7 企業全体の事業活動、生産物の種類	13
3 経営組織及び資本金等の額	1	8 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額	13
4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	3	9 企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価	15
5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目	3	10 企業全体の年初及び年末商品手持額	16
		よくあるご質問	17

経済センサス-基礎調査 調査票A【事業所調査票】の記入のしかた

目次

事業所調査票の記入のしかた	19
「主な事業の内容」、「生産品、取扱商品又は営業種目」の記入例	21
<参考>事業所の定義	24

2024年 経済構造実態調査

産業横断調査票の記入のしかた



経済構造実態調査について

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造とその変化を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資することを目的としており、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年に毎年実施しています。

回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答にあたっては、同封の「オンライン調査利用ガイド」をあわせてご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- 貴法人における**企業全体の経済活動**について、記入してください。
- 連結決算を行っている場合でも、**連結会社を含まない、企業単体の経済活動**について、記入してください。
- 産業横断調査票及び調査票A【事業所調査票】とあわせて、製造業事業所調査票もお届けしている場合があります。製造業事業所調査票については、「2024年 経済構造実態調査 製造業事業所調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 産業横断調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏表紙に記載されている「コールセンター・ホームページのご案内」の電話番号まで、ご連絡ください。
- 調査票の記入内容について、年内を目安として、後日おたずねさせていただく場合がありますので、控えをお手元に保管していただくよう、お願いいたします。

記入上の 注意点

- 本調査は2024年6月1日現在で行う調査です。
 - 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください）。
 - 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。また、記入欄にあらかじめ青字で印字されている場合※は、印字記載されている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して**修正してください。
- ※事前に印字されている情報は、回答負担を少しでも軽くするため、統計法（平成19年法律第53号）第27条第2項に基づき提供を受けた「事業所母集団データベースに記録されている情報」等をもとに印字しております。
- あらかじめ記入欄に「***」が印字されている場合は、記入の必要はありません。

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- インターネットでご回答いただく場合は別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
- 『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

A

フリガナ	トウケイ ソウタロウ
記入者氏名	統計 総太郎
部署名	経理部
電話番号	03-1234-1234 (内線:98765)

1 名称、電話番号及び法人番号

『調査票の記入のしかた』1～2ページ参照

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。
- 登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。

B

フリガナ	トウケイマーケティング
正式名称	(有) トウケイ出版 (株)TOKEIマーケティング
通称名	電話番号 (代表) (03) 1234 - 1234
●法人番号(13桁)を記入してください。 ●法人番号については、法人番号指定通知書又は法人番号公表ウェブサイトを確認できます。	
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 法人番号が指定されていない場合は、右の口に「レ」印を記入してください。 ☒

2 所在地

『調査票の記入のしかた』1～2ページ参照

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

C

郵便番号	1 6 2 - 0 0 6 6	都道府県名	東京都	市区町村名	新宿区
町丁・字・番地・号	統計町3丁目2番2号				
ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)	TOKEI オフィスタワービル 1階～38階				

3 経営組織及び資本金等の額

『調査票の記入のしかた』1～2ページ参照

- 「1 経営組織」の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 「2 資本金等の額」は、1において「1 株式会社・有限会社・相互会社」から「3 合同会社」までの場合に記入してください。
- 囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。

D

1 経営組織	① 株式会社・有限会社・相互会社	2 資本金等の額 (資本金、出資金又は基金の額を記入してください。 (万円未満四捨五入))	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
	② 合名会社・合資会社					2	0	0	0	0	0	0	0,000
	③ 合同会社												
	④ 会社以外の法人 (公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・医療法人、協同組合、信用金庫等)												

A 調査票記入者の連絡先

調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合がありますので、実際に調査票を記入される方の記入者氏名、部署名及び電話番号を記入してください。会計士の方などが記入された場合には部署名に会計事務所等の名称、連絡先も事務所等の連絡先を記入してください。

1 名称、電話番号及び法人番号

B 名称、電話番号及び法人番号

- ・名称は、略称ではなく**正式名称**(登記上の名称)を記入してください。
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。

例	株式会社 →(株)	合同会社 →(同)	生活協同組合 →(生協)	公益社団法人 →(公社)
	有限会社 →(有)	学校法人 →(学)	漁業協同組合 →(漁協)	公益財団法人 →(公財)
	合名会社 →(名)	社団(財団)医療法人 →(医)	農業協同組合 →(農協)	一般社団法人 →(一社)
	合資会社 →(資)	宗教法人 →(宗)	社会福祉法人 →(福)(社福)	一般財団法人 →(一財)

- ・正式名称に変更がある場合は、「フリガナ」欄にも変更後の正式名称を**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。
- ・「通称名」欄には屋号などを記入してください。フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を記入してください。
- ・法人番号については、法人番号指定通知書又は国税庁法人番号公表ウェブサイトで確認できます。**マイナンバー(個人番号)は絶対に記入しないでください。**

2 所在地

C 所在地

- ・本社、本店又は本所の所在地を記入してください。

例 ○ 統計町 3 丁目 2 番 2 号 ○ 統計町 3 丁目 2 - 2

- ・登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
- ・固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ・ビルなどの中にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)**を記入してください。
- ・他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「**○○構内**」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

3 経営組織及び資本金等の額

D 経営組織及び資本金等の額

- ・「**①経営組織**」について、会社以外で法人格を持っている団体は「**④会社以外の法人**」を選択してください。
- ・「**②資本金等の額**」は、「**①経営組織**」において「**①**」~「**③**」のいずれかを選択した場合に記入します。
- ・資本金、出資金又は基金の額は**2024年6月1日現在**の金額を記入してください。
- ・資本金、出資金又は基金の額は「万円」単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ・「¥」記号は記入しないでください。

E 4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

『調査票の記入のしかた』3ページ参照

- 5 欄以降はできる限り「① 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は「② 税抜き」で記入してください。
- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み

② 税抜き

F 5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

『調査票の記入のしかた』3～4ページ参照

- 2023年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額、費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、2023年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
- 3 欄①が「4 会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 「① 売上(収入)金額」: 経常収益を記入 「② 費用総額」: 経常費用を記入
 「主な費用項目」: 各欄に記入

① 売上(収入)金額

② ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)

主な費用項目

(a) 給与総額

(b) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)

③ 営業外費用における支払利息

		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額						5	5	0	0	0	0	0,000
② ①に対する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)						5	4	6	1	0	0	0,000
主な費用項目	(a) 給与総額					1	8	6	3	0	0	0,000
	(b) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)								1	5	0	0,000
③ 営業外費用における支払利息									3	0	0	0,000

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

E 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 「5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」欄以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は「税抜き」で記入してください。
- 「① 税込み」か「② 税抜き」かについて、選択した記入方法を○で囲んでください。
- 収益認識基準を適用されている場合には、「② 税抜き」を○で囲んでください。ただし、全ての項目において収益認識基準を適用することができない場合は、収益認識基準適用前の数値で記入してください。

5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

F 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 2023年1月から12月までの1年間について記入してください。
 ※ 2023年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、2023年を最も多く含む決算期間について記入してください(例えば3月決算の場合は2023年4月から2024年3月の1年間について記入してください)。
 ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「損益計算書」をもとに記入してください(各項目の内容は、右表を参照してください)。
 ※ 会社以外の法人については、「正味財産増減計算書」及び「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
 なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の当該金額も含めて記入してください。
- 2023年1月1日以降に吸収合併を行った場合は、合併前の承継法人及び消滅法人の2023年の売上(収入)金額と、合併後の2023年の売上(収入)金額の合計を記入してください。(P17参照)
- 2023年1月1日以降に新設分割を行った場合は、分割によって新設された法人の売上(収入)金額は含めず、存続法人の2023年の売上(収入)金額を記入してください。(P17参照)

記入上の注意

- 企業単位の調査となります。連結での金額ではなく、企業単体の金額を記入してください。
- 金額は「万円」単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

F 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目(つづき)

【損益計算書の例】

項目	金額
経常損益の部	
営業損益の部	
Ⅰ 売上高	*****
Ⅱ 売上原価	*****
売上総利益	*****
Ⅲ その他の営業収入	*****
営業総利益	*****
Ⅳ 販売費及び一般管理費	*****
営業利益	*****
営業外損益の部	

項目	金額
営業外収益	*****
営業外費用	*****
支払利息	*****
経常利益	*****
特別損益の部	
特別利益の部	
固定資産売却費	*****

※「①売上(収入)金額」には、事業活動によって得た収入の総額を記入してください。事業外で得た収入(営業外収益や特別利益に該当)は含めないでください。

項目	会社	会社以外の法人
① 売上(収入)金額	・農業・林業・漁業による事業収入額、鉱産品売上高、製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売販売額、医業収入額、サービス営業収入(収益)額、完成工事高など、会社の事業活動によって得た収入の総額を記入してください。 ・事業外で有価証券、土地・建物、機械・器具などの財産を運用又は売却などして得た収入、営業収入に計上されない給付金や補助金は含めません。 ・金融業、保険業を営んでいる場合は、経常収益・事業収益等、事業活動によって得た収入額その他、別会計で経理する事業収入がある場合は、その事業収入も含めて記入してください。	・経常収益を記入してください。 ・寄付金、補助金、運営費交付金等は、「①売上(収入)金額」に含めます。
② ①に対する費用総額 (売上原価＋販売費及び一般管理費)	・「①売上(収入)金額」に対応する費用総額(売上原価＋販売費及び一般管理費)を記入してください。 ※以下の「主な費用項目」(a)及び(b)の合算値ではありませんので、ご注意ください。	・経常費用を記入してください。
主な費用項目	(a) 給与総額	・売上原価(製造原価に含まれる労務費等)、販売費・一般管理費に含まれる人件費のうち、 ▶ 役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金や法定福利費は含めません。 ▶ 別経営の事業所(企業)に派遣・出向している従業者に支給している給与を含めます。 ▶ 他の会社などから派遣・出向されている従業者に給与として支給している場合は、その金額を含めます。
	(b) 租税公課 (法人税、住民税、事業税を除く)	・営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 ・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。
③ 営業外費用における支払利息	・営業外費用に計上される費用のうち、勘定科目「支払利息」の総額を記入してください。 ・「銀行業」及び「協同組織金融業」の会社は記入不要です。	・借入金等に対する支払利息の総額を記入してください。

6 企業全体の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』5～12ページ参照

- 印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。

主な事業の内容	出版業 広告業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 出版・印刷出版業 インターネット広告
			② 雑誌広告
			③

6 企業全体の主な事業の内容

G 企業全体の主な事業の内容

- 「企業全体の主な事業の内容」の記入にあたっては、以降の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
- 支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業内容を記入してください。
- 企業全体の主な事業内容は、会社の定款に記載されているものとは関係なく、実際に行っている主な事業内容について記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、2023年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業内容について記入してください。
- 「生産品、取扱商品又は営業種目」には、「主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを売上(収入)金額の多いものから3項目を記入してください。「主な事業の内容」のうち、主に何を販売しているか、何を賃貸しているか、又はどのようなサービスを提供しているかなどがわかるように具体的に記入してください。

記入例

●飲食サービス業の場合

- 客の注文に応じてその場で調理しているのか、作り置きの商品を小売しているのか、その旨を事業の内容とともに記入してください。
- 店内で飲食が可能か又は持ち帰り専門か若しくは配達専門かがわかるように記入してください。
- 特定の料理を提供している場合は、提供している飲食品の種類がわかるように、「天ぷら料理店」、「中華料理店」、「すし店」、「焼肉店」などのように記入してください。
- 各種の料理を提供している場合は、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン(各種料理)」などのように記入してください。
- 主として酒を提供している場合は、料理品が主なのか酒の提供が主のかがわかるように記入してください。また、「居酒屋」、「オーセンティックバー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」など遊興飲食かどうかかわかるように記入してください。
- 単に「飲食業」、「飲食店」、「レストラン」とのみ記入せず、具体的に記入してください。

主な事業の内容	持ち帰りすし店 (注文を受けて調理)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① にぎり
			② 海鮮丼
			③

主な事業の内容	大衆食堂	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① から揚げ定食
			② 親子丼
			③ カレーライス

主な事業の内容	ファミリーレストラン	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 日替わりランチ
			② ハンバーグ
			③ オムライス

主な事業の内容	天ぷら料理店	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 天ぷら
			② 刺身
			③ ビール

主な事業の内容	ピザの宅配 (注文を受けて調理)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① ピザ
			② パスタ
			③ グラタン

主な事業の内容	ホルモン焼店 (客が網で焼く)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① ホルモン
			②
			③

記入例(つづき)

●商品を販売している場合

- ・取り扱っている商品名と、卸売(購入した商品を他の企業に販売)か小売(主に個人用や家庭用として、商品を消費者に販売)かの別を記入してください。
 - ・作り置き弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売(作り置き)」と記入してください。
 - ・各種商品を販売している百貨店やスーパーマーケットなどの場合は、販売している商品を記入し、店の種類(コンビニエンスストア、スーパーマーケット、百貨店、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店など)を付け加えてください。
 - ・商品を製造して小売している場合は、「〇〇の製造小売」と記入してください。
 - ・自ら製造を行わず、下請業者に製造(加工)させて、この企業(自社)の製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。
 - ・製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造小売」などと、どちらが主な方がわかるように記入してください。
 - ・店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により**個人から**注文を受け、商品を販売している場合は、「〇〇の通信販売(無店舗)」と記入してください。
- なお、同様に店舗を持たずに販売している場合であっても、主に企業向けに販売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。

※ **自企業内で製造・加工したものを別の企業に卸売した場合は「卸売業」ではなく「製造業」となりますので、ご注意ください。**

主な事業の内容	弁当の小売 (作り置き)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① から揚げ弁当 ② 幕の内弁当 ③ しょうが焼き弁当
---------	-----------------	----------------------------	-----------------------------------

主な事業の内容	各種商品の小売 (総合スーパー マーケット)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 食品 ② 衣料品 ③ 住居用品
---------	------------------------------	----------------------------	-------------------------

主な事業の内容	パソコン等の 機械器具の卸売	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① パソコン ② プリンター ③ コピー機
---------	-------------------	----------------------------	-----------------------------

主な事業の内容	婦人服の通信販売 (無店舗)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 婦人服 ② 婦人靴 ③
---------	-------------------	----------------------------	---------------------

主な事業の内容	各種食料品の小売 (コンビニエンス ストア)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 弁当 ② 飲み物 ③ 菓子
---------	------------------------------	----------------------------	-----------------------

主な事業の内容	衣料品の輸入・ 販売(小売)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 婦人服 ② 子供服 ③ 紳士服
---------	-------------------	----------------------------	-------------------------

●物品を製造(加工)している場合

- ・何を作っているのか(生産品の名称)、何から作っているのか(材料)、製品の用途、製造の方法などがわかるように記入してください。
- ・製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造卸売」などと、どちらが主な方がわかるように記入してください。
- ・機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。

主な事業の内容	革製手袋の製造	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① ゴルフ用 ② 野球用 ③ 防寒用
---------	---------	----------------------------	--------------------------

主な事業の内容	魚肉加工品の 製造卸売	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① かまぼこ ② ちくわ ③
---------	----------------	----------------------------	----------------------

主な事業の内容	電化製品用プラス チック製品の製造	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① テレビ用筐体 ② 電話機筐体 ③ 電気掃除機筐体
---------	----------------------	----------------------------	----------------------------------

主な事業の内容	電子デバイス製造	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 集積回路 ② 液晶パネル ③
---------	----------	----------------------------	------------------------

●物品の修理を行っている場合

- ・何を修理しているかがわかるように記入してください。
- ・同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	自動車の 整備・小売	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 自動車の整備 ② 自動車の小売 ③
---------	---------------	----------------------------	---------------------------

6 企業全体の主な事業の内容(つづき)

記入例(つづき)

●物品の賃貸を行っている場合

- ・何を賃貸しているかがわかるように記入してください。

主な事業の内容	建設機械 レンタル業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① クレーン ② ロードローラー ③
---------	---------------	----------------------------	--------------------------

主な事業の内容	レンタカー業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 自動車 ② ③
---------	--------	----------------------------	-----------------

●小売電気事業者の場合

- ・事業者向けか家庭向けかがわかるように記入してください。
- ・発電も行っている場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	太陽光発電と 小売電気事業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 小売電気事業(事業者向け) ② ③
---------	------------------	----------------------------	---------------------------

●倉庫の場合

- ・低温装置を施した倉庫を所有している場合は、その旨を記入してください。
- ・単に「物流」、「ロジスティクス」とのみ記入せず、具体的に記入してください。

主な事業の内容	倉庫業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 冷蔵倉庫 ② トランクルーム ③
---------	-----	----------------------------	--------------------------

●運輸事業の場合

- ・運送手段の種類(自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など)と運送する対象(人、物)、特定荷主の運送などがわかるように記入してください。
- ・貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業かがわかるように記入してください。
- ・貨物(荷物)取次業の場合は、取次店か代理店かがわかるように、具体的に記入してください。

主な事業の内容	乗合バスによる 旅客の運送	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 路線バス ② 定期観光バス ③
---------	------------------	----------------------------	-------------------------

主な事業の内容	トラックによる 貨物宅配便(第一 種利用運送業)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 食品 ② ③
---------	--------------------------------	----------------------------	----------------

主な事業の内容	運送取次業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 小荷物 ② ③
---------	-------	----------------------------	-----------------

●不動産に関する事業を行っている場合

- ・不動産の種類(住宅、事務所、店舗、土地など)のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかがわかるように記入してください。
- ・マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。
- ・建物を対象として清掃、保守、機器の運転を**一括して請け負っている**場合は、「ビル総合管理」、「ビルメンテナンス業」、「建物総合管理業」、「ビルサービス業」などのように記入してください。
- ・建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「建物の清掃・保守」などサービスの内容がわかるように記入してください。

主な事業の内容	アパート・ マンションの 賃貸の仲介	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① アパート ② マンション ③ 一戸建て住宅
---------	--------------------------	----------------------------	-------------------------------

主な事業の内容	マンションの管理	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① マンション ② ③
---------	----------	----------------------------	-------------------

主な事業の内容	ビル総合管理	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 施設の清掃 ② 空調設備の点検 ③
---------	--------	----------------------------	---------------------------

主な事業の内容	駐車場業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① コインパーキング ② 駐車場の管理 ③
---------	------	----------------------------	-----------------------------

記入例(つづき)

●協同組合の場合

- ・協同組合の種類(農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など)のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。
- ・単一の事業を行っている場合は、その事業(営農センター、共同選果場、ガソリンスタンドなど)を記入してください。
- ・信用事業又は共済事業のほかに購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。

主な事業の内容	信用、共済、 購買を行う農協	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 信用
			② 共済
			③ 購買

主な事業の内容	農業資材販売	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 肥料
			②
			③

●労働者(人材)の派遣などを行っている場合

- ・「労働者派遣業」、「職業紹介業」又は「業務請負」のいずれかがわかるように記入してください。
- ・なお、「業務請負」の場合は、請け負っている内容がわかるように記入してください。

主な事業の内容	労働者派遣業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 事務員
			② ソフトウェア開発
			③

主な事業の内容	職業紹介業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 運営スタッフ
			② 事務スタッフ
			③

主な事業の内容	業務請負	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 自動車(新車) 塗装請負
			② 携帯電話組立請負
			③

●病院・医院などの場合

- ・専門の科名と病床数を記入してください。
- ・医院などで、病床数がなければ「病床数0」と記入してください。

主な事業の内容	●●病院 (病床数 150)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 外科
			② 内科
			③ 小児科

主な事業の内容	●●クリニック (病床数 0)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 眼科
			②
			③

主な事業の内容	●●診療所 (病床数 15)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 内科
			② 小児科
			③

●宿泊施設の場合

- ・施設の種類のわかるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。
- ・民宿の場合は、営業許可の種類(旅館・ホテル・簡易宿所)を記入してください。
- ・民泊の場合、宿泊サービスを提供しているかがわかるように記入してください。また、民泊の仲介、家主から委託され管理を行っている場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	民宿(旅館業)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 宿泊
			②
			③

主な事業の内容	ホテル	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 結婚式
			② 宿泊
			③ レストラン

6 企業全体の主な事業の内容(つづき)

記入例(つづき)

●手技などによる施術を行っている場合

- ・主に療術を行う場合は、施術の内容とともに、療術であることがわかるように記入してください。
- ・主に美容・痩身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
- ・主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業(手技を用いるもの)」と記入してください。

主な事業の内容	リラクゼーション業 (心身の緊張を弛緩)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① ヘッドセラピー
			②
			③

主な事業の内容	エステティック業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 美顔
			② 痩身
			③ アロマオイルトリートメント

主な事業の内容	リラクゼーション業 (手技を用いるもの)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 手技によるボディケア
			② 手技によるフットケア
			③ 手技によるハンドケア

●福祉事業を行っている場合

- ・児童福祉、老人福祉、障害者福祉など、サービスを提供する対象がわかるように記入してください。また、施設の種類のわかるように記入してください。
- ・複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類のわかるように記入してください。

主な事業の内容	児童福祉施設	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 小規模保育事業所
			②
			③

主な事業の内容	老人デイサービス センター	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① デイサービス
			② 訪問介護
			③ 居宅介護支援

主な事業の内容	介護老人保健施設	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 療養
			② リハビリ
			③

主な事業の内容	グループホーム (障害者)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 生活支援
			②
			③

主な事業の内容	高齢者 複合福祉施設	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 特別養護老人ホーム
			② 認知症老人グループホーム
			③ 老人デイサービス

●保険を扱っている場合

- ・扱っている保険の種類(生命保険、火災保険など)がわかるように記入してください。
- ・代理店の場合は、その旨を記入してください。

主な事業の内容	生命保険業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 生命保険
			②
			③

主な事業の内容	保険代理店	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 生命保険
			② 自動車保険
			③

●設計業を行っている場合

- ・土木・建築の設計か、機械の設計かがわかるように記入してください。

主な事業の内容	建築設計監理業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 設計監理
			②
			③

記入例(つづき)

●学校、塾などの場合

- ・洋裁学校、外国語学校などで、専修学校又は各種学校の認可を得ている場合は、その区別がわかるように記入してください。

主な事業の内容	外国語学校 (専修学校)	生產品、 取扱商品 又は 營業種目	① 英語
			② フランス語
			③ スペイン語

●研究所の場合

- ・どのような内容の研究を行っているかがわかるように記入してください。
- ・製品(商品)の研究を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

主な事業の内容	研究所	生產品、 取扱商品 又は 營業種目	① 抗がん剤
			②
			③

主な事業の内容	研究所	生產品、 取扱商品 又は 營業種目	① 経済学
			② 社会学
			③

●広告の制作のみを行っている場合

- ・どのような広告を制作しているかがわかるように「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」などのように記入してください。

主な事業の内容	新聞広告制作業	生產品、 取扱商品 又は 營業種目	① 新聞
			② 雑誌
			③

●広告業を行っている場合

- ・「広告業」又は「広告代理業」と記入してください。

主な事業の内容	広告業	生產品、 取扱商品 又は 營業種目	① テレビ広告
			② 新聞広告
			③ 雑誌広告

●コンサルタント業の場合

- ・どのような内容のコンサルタントか(経営、建設、システム開発など)また、その内容(M&A、機械設計、ISOなど)を記入してください。

主な事業の内容	経営 コンサルタント	生產品、 取扱商品 又は 營業種目	① マーケティング
			② 業務改革
			③

●持株会社の場合

- ・持株会社は純粋持株会社、事業持株会社(事業持株会社の場合は具体的な事業の内容)などがわかるように記入してください。

主な事業の内容	純粋持株会社	生產品、 取扱商品 又は 營業種目	① 株式配当
			② 子会社管理
			③

記入例(つづき)

●認定こども園の場合

- ・認定こども園の場合は、類型(「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」)がわかるように記入してください。

主な 事業の内容	幼保連携型 認定こども園	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 教育、保育、子育て支援
			②
			③

●パチンコ景品交換所の場合

- ・パチンコ景品交換所の場合は、景品の種類を「生産品、取扱商品又は営業種目」に記入してください。

主な 事業の内容	パチンコ景品 交換所	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 金地金
			②
			③

●農業、林業の場合

- ・何を作っているかがわかるように記入してください。

主な 事業の内容	米の栽培	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 米
			②
			③

主な 事業の内容	食用豚の飼育	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 豚
			②
			③

主な 事業の内容	造林	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① スギ
			② ヒノキ
			③

●漁業の場合

- ・扱っている水産物がわかるように記入してください。

主な 事業の内容	定置網漁	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① サケ
			②
			③

主な 事業の内容	ブリの養殖	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① ブリ
			②
			③

●鉱業、採石業、砂利採取業の場合

- ・扱っている鉱物がわかるように記入してください。

主な 事業の内容	採石	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 花こう岩
			② せん緑岩
			③ 御影石

主な 事業の内容	鉱業	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 石灰石
			② ドロマイト
			③

記入例(つづき)

●土木・建築・設備工事を行っている場合

- ・建築物の種類や工事の内容がわかるように記入してください。
- ・工事の内容については、建築物と土木施設双方の工事全体を行うか、建築物のみ、土木施設のための工事を行うかなどがわかるように記入してください。また、一部の工事を請け負っている場合は、請負内容を記入してください。
- ・建築物の工事の場合は、主として木造建築物のみか、木造建築物以外も含まれるのか記入してください。
- ・土木工事を行っている場合は、舗装工事か、それ以外の工事かがわかるように記入してください。
- ・住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、どちらが主な方がわかるように記入してください。
- ・設備工事を行っている場合は、「電気」「給排水・衛生設備」「空調・換気」「ガス」「通信(電話等)」「消火設備」など、工事を行っている設備がわかるように記入してください。

主な 事業の内容	道路などの舗装 工事の一式請負	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 道路の舗装
			② 駐車場の舗装
			③

主な 事業の内容	風呂などの住宅設備 機器の卸売及び取付 工事(卸売が主)	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 風呂の浴槽
			② システムキッチン
			③ 洗浄機付きトイレ

主な 事業の内容	建物の外壁の 吹付塗装	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① オフィスビル
			② マンション
			③ モルタル住宅

主な 事業の内容	木造住宅の建築の 一式請負	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 木造住宅
			②
			③

主な 事業の内容	土木施設の 一式請負	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 土木施設
			②
			③

主な 事業の内容	建築物・土木施設の 一式請負	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 建築物
			② 土木施設
			③

主な 事業の内容	鉄筋コンクリート造 建築物の建築の 一式請負	生産品、 取扱商品 又は 営業種目	① 鉄筋コンクリート造建築物
			②
			③

【8 欄の金額を実数で記入した場合の例】

7

企業全体の事業活動、生産物の種類

8

事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額

『調査票の記入のしかた』13～14ページ参照

●5 欄「1売上(収入)金額」の内訳として該当する事業活動、生産物の種類を、以下のように記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

●①から⑮までについては、売上(収入)金額が大きい事業活動及び生産物(上位15種類まで)を別冊の『産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、対応する分類番号及び事業活動、生産物の種類を➡の右欄に記入してください。

左欄

右欄

【8 欄の金額を割合で記入した場合の例】

を確認の上、該当しなければ二重線で消し、該当する事業活動、生産物の種類 及びそれに対応する分類番号を ➡ の右欄に記入してください。		売上(収入)金額										又は割合(%)
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
①	1 7 - 7 6 オンライン書籍 ➡										0,000	1 6
②	0 6 - 2 0 書籍・文房具小売 ➡										0,000	1 7
③	1 8 - 3 5 インターネット広告サービス(広告主向け) ➡										0,000	2 2
⑬	その他(うち、主な事業活動、生産物の種類を記入してください。)										0,000	
合計		5 欄「①売上(収入)金額」										100

7 企業全体の事業活動、生産物の種類

H 企業全体の事業活動、生産物の種類

- 事業活動、生産物の種類及びそれに対応する分類番号は、別冊『2024年 経済構造実態調査 産業横断調査票 事業活動・生産物分類一覧』から選び、記入してください。
 - ※ 自企業内で製造・加工したものを別の企業に卸売した場合は「卸売業」ではなく「製造業」となりますので、ご注意ください。
- ①から⑮までは、売上(収入)金額が大きい事業活動、生産物の種類を上位15位まで記入してください。
 - ※ 売上(収入)金額がない事業についても、事業を行っていれば記入してください。
- ①から⑮までに記入する事業活動、生産物の種類について、➡の左欄の印字内容を以下の順に確認・修正してください。

(ア) 印字のある事業活動、生産物について

売上(収入)金額が上位15位以内の事業活動、生産物が➡の左欄に印字されている場合

P13の7欄①～③左欄を参照

そのまま8欄を記入してください。

売上(収入)金額が上位16位以下の事業活動、生産物が➡の左欄に印字されている場合

P13の7欄④左欄を参照

➡の左欄を二重線で消してください。

行っていない事業活動、生産物が➡の左欄に印字されている場合

(イ) 印字のない事業活動、生産物について

➡の左欄に印字された事業活動、生産物以外に、行っている事業活動、生産物がある場合

P13の7欄④～⑪右欄を参照

➡の右欄に、売上(収入)金額が上位15位までの事業活動、生産物の種類及びそれに対応する分類番号を記入してください。

- ①から⑮までに記入しきれない事業活動、生産物がある場合は、主な事業活動、生産物の種類を「⑯その他」に記入してください。
 - <注意> 5欄「①売上(収入)金額」(P3参照)の内訳として含まれる事業活動、生産物は、記入時点で行っていない場合でも、「企業全体の事業活動、生産物」として記入します。

8 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額

I 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額

- 事業活動、生産物の種類別に、対応する売上(収入)金額を記入してください。売上(収入)金額の記入が難しい場合は、企業全体の売上(収入)金額に占める割合を記入してください。
 - ①～⑯の事業活動、生産物の売上(収入)金額の合計と5欄「①売上(収入)金額」(P3参照)は同額となります。
- 事業を行っているものの、事業活動、生産物に対応する売上(収入)金額がない場合は、「0」万円または「0」%と記入してください。
- 「⑯その他」の売上(収入)金額には、「事業活動、生産物①～⑮」以外の全ての売上(収入)金額をまとめて記入してください。
- 割合で記入する場合は、合計が100(%)となるよう整数で記入してください。

記入上の注意

- 金額は「万円」単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

9 企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価

9 企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価

『調査票の記入のしかた』15ページ参照

- 2023年1月から12月までの1年間の「①卸売販売額(代理・仲立手数料を含む)」「②小売販売額」「③商品売上原価」を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 「年間商品販売額」は、本支店間の商品振替額を除いて記入してください。

- 「③商品売上原価」は「年間商品販売額」に対する仕入原価を記入してください。ただし、小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。

K

		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
年間商品 販売額	①卸売販売額 (代理・仲立手数料を含む)										0	0,000	③商品売上原価							3	0	0	0	0	
	②小売販売額						9	2	0	0	0	0,000													0,000

記入上の注意

- 9欄については、貴法人において、「卸売業、小売業」を主業又は副業にかかわらず営んでいる場合にのみ記入してください。
- 金額は「万円」単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

9 企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価

J 年間商品販売額

- 「卸売業、小売業」を主業又は副業にかかわらず営んでいる場合は、年間商品販売額を記入してください。
※「卸売業、小売業」を営んでいるものの、販売額が5千円未満の場合は、「0」万円と記入してください。
※本支店間の商品振替額を除いて記入してください。
- 2023年1月から12月までの1年間について記入してください。
※2023年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、2023年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- 年間商品販売額には、有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含みません。
- 代理・仲立手数料については、小売業(個人を含む)の場合は小売販売額欄に、それ以外は卸売販売額欄に記入してください。
- 卸売業を営んでいる場合は、5欄「①売上(収入)金額」のうち、卸売販売額(他社(グループ内企業含む)から購入した商品を別の企業に販売した額)を記入してください。
※自企業内で製造・加工したものを別の企業に販売した額は含めません。
※「8事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額」欄における卸売業の合計値と一致するようにしてください。
- 小売業を営んでいる場合は、5欄「①売上(収入)金額」のうち、小売販売額(個人用又は家庭用として、商品を消費者に販売した額)を記入してください。
※「8事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額」欄における小売業の合計値と一致するようにしてください。

K 商品売上原価

- 「卸売業、小売業」を主業又は副業にかかわらず営んでいる場合は、商品売上原価を記入してください。
※「卸売業、小売業」を営んでいるものの、商品売上原価が5千円未満の場合は、「0」万円と記入してください。
- 2023年1月から12月までの1年間について記入してください。
※2023年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、2023年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- 年間商品販売額に対する仕入原価を、以下のように計算して記入してください。

商品売上原価

＝年初商品手持額(期首商品棚卸高)＋当年仕入額(当期商品仕入高)－年末商品手持額(期末商品棚卸高)

※卸売販売額、小売販売額に係る仕入原価の合計額を記入してください。ただし、小売販売額のうち製造小売については、それに係る製造原価を含めて記入してください。

10 企業全体の年初及び年末商品手持額

10 企業全体の年初及び年末商品手持額

『調査票の記入のしかた』16ページ参照

- 2023年の年初及び年末現在で記入してください(この時点で記入できない場合は、最寄りの決算日・棚卸日で記入してください)。(万円未満四捨五入)

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
1 年初商品手持額						2	0	0	0	0	0,000	2 年末商品手持額						4	0	0	0	0	0,000

記入上の注意

- 10 欄については、貴法人において、「卸売業、小売業」を主業として営んでいる場合にのみ記入してください。
- 金額は「万円」単位で記入してください(万円未満を四捨五入)。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

10 企業全体の年初及び年末商品手持額

L 企業全体の年初及び年末商品手持額

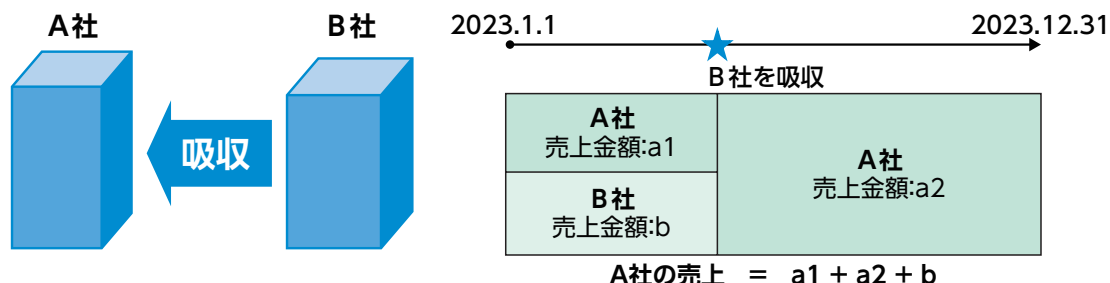
- 「卸売業、小売業」を主業として営んでいる場合は、年初及び年末商品手持額(商品棚卸高)を記入してください。
※ あらかじめ「***」が印字されている場合は記入不要です。
- 2023年年初及び年末現在に、販売の目的で保有していた全ての商品手持額(商品棚卸高)を記入してください。
2023年年初及び年末現在によるのが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在により記入してください。
- 原則として仕入れた際の原価(困難な場合は時価)で記入してください。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは輸送中又は輸送前に売手の手元にある買入商品、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額(商品棚卸高)に含めます。
- 他の企業から販売を委託されている商品(受託品)は商品手持額(商品棚卸高)に含め、他の企業へ販売を委託している商品(委託品)は商品手持額(商品棚卸高)に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

問1 売上(収入)金額などは連結ベースで記入するのか、単体ベースで記入するのか。

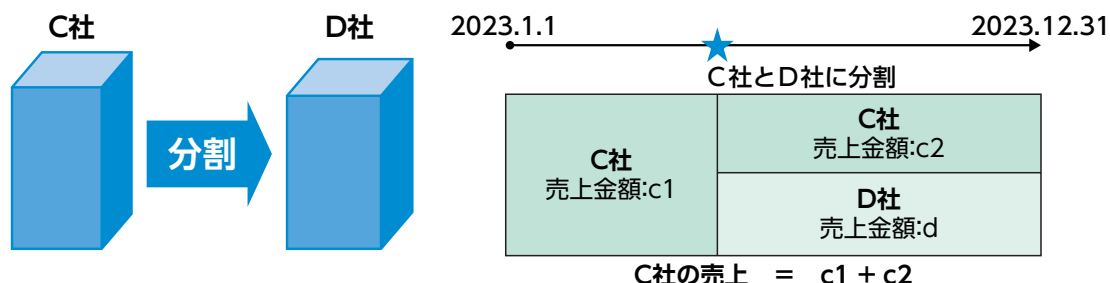
答 グループ会社は別企業として調査しますので、企業単体ベースの金額で記入してください。

問2 2023年1月1日以降に吸収合併や新設分割を行った場合、どのように記入すればよいか。

答 2023年1月1日以降に吸収合併を行った場合は、合併前の承継法人及び消滅法人の2023年の売上(収入)金額と、合併後の2023年の売上(収入)金額の合計を記入してください。



2023年1月1日以降に新設分割を行った場合は、分割によって新設された法人の売上(収入)金額は含めず、存続法人の2023年の売上(収入)金額を記入してください。

**問3 廃業しているが、回答する必要はあるか。**

答 本調査は2024年6月1日現在で行う調査です。

2024年6月1日以前に廃業した場合

調査票の余白に廃業している旨と廃業した年月日を記入のうえ、ご提出ください。

2024年6月2日以降に廃業した場合

本調査は2024年6月1日現在で行う調査のため、調査票にご回答いただき、余白に廃業している旨と廃業した年月日を記入のうえ、ご提出ください。

問4 記入の際の参考にしたので、前回提出した調査票(または類似の調査票)を送付してほしい。

答 情報保護の観点から踏まえた調査票の取り扱いの関係から、記入済みの調査票を送付することはできません。

問5 決算時期の関係で2023年1月～12月の期間で記入できないがよいか。

答 2023年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、2023年を多く含む決算期間について記入してください。例えば、3月決算の場合は2023年4月から2024年3月の1年間について記入してください。また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。

問6 本決算の時期が複数ある場合はどうすればよいか。

答 合算して12か月になる場合は、2023年を多く含む期間で合算してください。12か月にならない場合は、12か月になるように算出してください。なお、本決算とは1年間を通じた決算のことで、中間決算や四半期決算とは異なります。

問7 資産運用による利益は売上(収入)金額に含まれるのか。

答 資産運用や資産売却による収入は営業外利益に当たるため、含めません。なお、金融業等で営業内収益の場合、または会社以外の法人で経常収益に含まれる場合は売上(収入)金額に含めてください。

問8 学校法人のため、「費用総額」の項目に当てはまる費用が見当たらない。

答 「教育活動費用計」と「教育活動外費用計」の合計を「費用総額」としてください。ただし、「教育活動外費用計」には経常的ではない費用が含まれていることがありますので、その項目(金額)は控除してください。「特別費用」や「繰り越し活動増減差額」は含めません。

問9 「給与総額」に通勤費は含まれるのか。

答 通勤費も給与総額に含めます。ただし、貴法人で通勤費を販売管理費に計上している場合は、給与総額には含めないでください。

問10 他企業から出向してきた従業者に支払う給与額はどのように回答すればよいか。

答 出向受入者は、出向契約等に基づき、給与として実際に支給した額を「給与総額」に含めてください。また、出向元の他企業に対して給与相当分を負担している場合は、その負担相当額を「給与総額」に含めてください。

問11 他企業に出向している従業者に支払う給与額はどのように回答すればよいか。

答 出向契約等に基づき、出向元で給与を負担している(本人に支払っている)場合は、出向元の「給与総額」に含めます。出向先で給与を支払っている場合は出向元の「給与総額」には含めず、出向先の「給与総額」に含めます。

問12 「給与総額」に人材派遣会社からの派遣社員の給与は含まれるのか。

答 人材派遣会社からの派遣社員においては、派遣先が派遣元に支払っている給与分は外注費となりますので、「給与総額」には含めません。ただし、派遣社員に直接給与を支払っている場合は「給与総額」に含めます。

問13 租税公課には何を記入すればよいか。

答 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。具体的には以下のとおりです。なお、租税公課はこれから支払うものではなく、「売上(収入)金額」で回答いただいた期間に対応する税を記入してください。

租税公課に“含める”もの

- ・“電気業、ガス業、保険業”の収入課税の事業税
- ・税込み経理の場合の、納付すべき消費税
- ・関税、登録免許税、地価税、都市計画税
- ・自動車税環境性能割、自動車重量税、不動産取得税、事業所税
- ・外形標準課税のうち、資本割及び付加価値割の部分

租税公課に“含めない”もの

- ・“法人税、住民税、所得課税”の事業税
- ・法人税、都道府県民税、市町村民税
- ・外国法人税
- ・外形標準課税のうち、所得割の部分

その他のご質問はこちらから

経済構造実態調査・経済センサス-基礎調査・経済産業省企業活動基本調査 実施事務局
【実施事務局ホームページ】 <https://www.kkj-st.go.jp/>



MEMO

経済センサス - 基礎調査



調査票A【事業所調査票】の記入のしかた

経済センサス-基礎調査について

経済センサス-基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として行われるものであり、統計法に基づく基幹統計調査として実施します。

回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答にあたっては、同封の「オンライン調査利用ガイド」をあわせてご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- **日本国内の本社事業所を含む全ての傘下事業所**について、記入してください。
- 調査票A【事業所調査票】の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏表紙に記載されている「コールセンター・ホームページのご案内」の電話番号まで、ご連絡ください。
- 調査票の記入内容について、年内を目安として、後日おたずねさせていただく場合がありますので、控えをお手元に保管していただくよう、お願いいたします。

記入上の 注意点

- 本調査は令和6年6月1日現在で行う調査です。
 - 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください）。
 - 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。また、記入欄にあらかじめ青字で印字されている場合※は、印字記載されている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して**修正してください。
- ※事前に印字されている情報は、回答負担を少しでも軽くするため、統計法（平成19年法律第53号）第27条第2項に基づき提供を受けた「事業所母集団データベースに記録されている情報」等をもとに印字しております。
- 印字されている事業所が令和6年6月1日現在で存在していない場合は、二重線で消してください。
 - あらかじめ記入欄に「***」が印字されている場合は、記入の必要はありません。

1 事業所の名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の名称に続けて本所・本社・本店、支所・支社・支店等の名称）を記入してください。
- 法人の名称には、法人の種類も記入しますが、省略しても差し支えありません。
- 英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。
- 「通称名」欄には、屋号などを記入してください。フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を記入してください。

事業所調査票

一部の事業所に灰色の網掛けをしているのは、本調査票ではなく、同封の「製造業

秘

基幹統計調査



経済センサス - 基礎調査 調査票A【事業所調査票】

- ・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- ・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- ・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- ・同封の「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

総務省統計局
令和6年6月1日

事業所の情報について確認・記入してください。

● あらかじめ印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。● 印字されている事業所以外に傘下事

連番	1 事業所の名称及び電話番号	2 事業所の所在地	3 事業所の従業者数
1	フリガナ <u>トウケイショウテン</u> ショップウケイシンジュクテン 正式名称 株式会社 統計商店 株式会社 SHOP 統計 新宿店 通称名 チェーンマート 新宿店 電話番号 (代表) (03) 1234 - XXXX	登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。 郵便番号から町丁・字・番地・号、ビル・マンション名、階、号室まで全て記入してください。 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。 〒162-8668 東京都新宿区若松町 3丁目2-1 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください) センサスビル 1階	従業者総数 12 人 うち常用雇用者数 8 人
2	フリガナ <u>トウケイショウテンシバヤテン</u> 正式名称 株式会社 統計商店 渋谷店 通称名 電話番号 (代表) (03) 5678 - XXXX	〒XXXX-XXXX 東京都渋谷区調査町 1丁目2-3 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)	従業者総数 うち常用雇用者数
	フリガナ <u>トウケイショウテンシバヤテン</u> 正式名称 株式会社 SHOP 統計 池袋店 通称名 チェーンマート 池袋店 電話番号 (代表) (03) 9876 - XXXX	〒XXXX-XXXX 東京都豊島区統計町2丁目5-6 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)	従業者総数 6 人 うち常用雇用者数 4 人

存在しない事業所が印字されている場合

- 令和6年6月1日現在で存在しない事業所が印字されている場合は、行ごと二重線で消してください。

存在している事業所が印字されていない場合

- 新しく事業所を設立した場合や、他の企業（又は組織）との合併・分割により支所が承継された場合は、空白行に追加して記入してください。

2 事業所の所在地

- 登記上の所在地ではなく、令和6年6月1日現在で、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- 事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄にそのビルの名称と入居している階（マンションの場合は、号室まで）を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

3 事業所の従業

- 【従業者総数】
- 令和6年6月1日現在
 - ※別経営の事業所派遣されている
 - ※他の事業所で管記入してください。
 - ※役員のうち、有給
- 【うち常用雇用者数】
- 従業者のうち、いず
 - ・雇用契約期間を定（定年まで雇用さ
 - ・1か月以上の期間
 - ※正社員、正職員、
 - ※個人業主の家族
 - ※役員は「常用雇用

の記入のしかた

場合があります。その事業所について
事業所調査票」にご回答ください。

5 事業所の年間総売上（収入）金額

- 各事業所の令和5年1月から12月までの1年間について記入してください。
※この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- 消費税の計上の有無については、経済構造実態調査 産業横断調査票の「4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」で選択した方法に準じてください。
- 他の事業所で管理を同一にしている場合や、本社でまとめて管理している場合でも、分けて記入してください。
- 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ショールームや連絡事務所などで、売上が発生しない場合は「0」を記入してください。
- 「会社以外の法人」の場合は、経常収益（事業収益）を記入してください。
- 企業内取引についても売上（収入）金額に含めてください。
- 万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は、「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

事業所がある場合は、空白行に新たに追加し、記入してください。

4 事業所の主な事業の内容	5 事業所の年間総売上(収入)金額 ※万円単位	新たに追加した事業所のみ 記入してください。
●同封の「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください。 (1) 主な事業の内容 過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。 (2) 生産品、取扱商品又は営業種目 (1)で記入した内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。	●令和5年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間）の決算について記入してください。 （万円未満四捨五入）	6 事業所の開設時期 ●現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。
(1) 主な事業の内容 酒類、飲食料品の卸売	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 10000 0,000	① 令和5年以前 ② 令和6年
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ① 酒類 ② 飲料品 ③ 食料品	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 0,000	① 令和5年以前 ② 令和6年
(1) 主な事業の内容 酒類、飲食料品の卸売	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 0,000	① 令和5年以前 ② 令和6年
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ① 酒類 ② 飲料品 ③ 食料品	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 0,000	① 令和5年以前 ② 令和6年
(1) 主な事業の内容 酒類、飲食料品の卸売	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 5000 0,000	① 令和5年以前 ② 令和6年
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ① 酒類 ② 飲料品 ③ 食料品	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 0,000	① 令和5年以前 ② 令和6年

6 事業所の開設時期

- 新たに追加した事業所のみ（印字されていない事業所を追記した場合のみ）記入してください。
- 会社や企業の創業時期ではなく、各事業所が現在の場所で事業を始めた時期について、該当する番号を○で囲んでください。
- 以下の場合、その時期を事業所の開設時期とします。
 - ・法人が新設（対等）合併や分割により設立された場合
 - ・この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

者数

在の、各事業所に所属して働いているすべての人数を記入してください。
へ出向又は派遣している人は含めますが、別経営の事業所から出向又は人は含めません。
理を同一にしている場合や、本社でまとめて管理している場合でも、分けて
役員は含めますが、無給役員は含めません。

れかに該当する人の数を記入してください。
めずに雇用している人
れる場合を含む。）
を定めて雇用している人
パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず。
でも、賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用者」に含めます。
者」には含めません。

4 事業所の主な事業の内容

- 企業・団体全体の事業活動ではなく、各事業所における「主な事業の内容」及び「生産品、取扱商品又は営業種目」について、21～23ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。
 - 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、または何を賃貸しているかが分かるように（1）及び（2）に具体的に記入してください。
- (1) 主な事業の内容
- 複数の事業を行っている場合は、過去1年間の売上（収入）金額が最も多い事業内容について記入してください。
- (2) 生産品、取扱商品又は営業種目
- 「主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを収入額又は販売額の多い順に記入してください。

「主な事業の内容」、「生産品、取扱

倉庫の場合

- 低温装置を施した倉庫の場合は、その旨を記入してください。
- 店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用の倉庫であることがわかるように記入してください。
- 単に「物流」、「ロジスティクス」とのみ記入せず、具体的に記入してください。

(1)	倉庫業
(2)	① 冷蔵倉庫
	② トランクルーム
	③

飲食サービス業の場合

- 客の注文に応じてその場で調理しているのか、作り置きの商品を小売しているのか、その旨を事業の内容とともに記入してください。
- 店内で飲食が可能か又は持ち帰り専門か若しくは配達専門かがわかるように記入してください。
- 特定の料理を提供している場合は、提供している飲食料品の種類がわかるように、「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。
- 単に「飲食業」、「飲食店」、「レストラン」とのみ記入せず、具体的に記入してください。
- 各種の料理を提供している場合は、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン（各種料理）」などのように記入してください。
- 主として酒を提供している場合は、料理品が主なのか酒の提供が主なのかわかるように記入してください。

(1)	天ぷら料理店
(2)	① 天ぷら
	② 刺身
	③ ビール

(1)	持ち帰りすし店 (注文を受けて調理)
(2)	① にぎり
	② 海鮮丼
	③

(1)	ピザの宅配 (注文を受けて調理)
(2)	① ピザ
	② パスタ
	③ グラタン

(1)	大衆食堂
(2)	① から揚げ定食
	② 親子丼
	③ カレーライス

商品を販売している場合

- 作り置き弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売（作り置き）」と記入してください。
- 取り扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。
- 自ら製造を行わず、下請業者に製造（加工）させて、この事業所（自社）の製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。
- 各種商品を小売している場合は、百貨店、食料品スーパーマーケット、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店など業態（特徴的な販売形態）がわかるように記入してください。
- 製造販売で卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造小売」などと、どちらが主な方がわかるように記入してください。
- 店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「〇〇の通信販売（無店舗）」と記入してください。

(1)	弁当の小売 (作り置き)
(2)	① からあげ弁当
	② 幕の内弁当
	③ しょうが焼き弁当

(1)	パソコン等の 機械器具の卸売
(2)	① パソコン
	② プリンター
	③ コピー機

(1)	コンビニエンスストア
(2)	① 弁当
	② 飲み物
	③ 菓子

(1)	婦人服の通信販売 (無店舗)
(2)	① 婦人服
	② 婦人靴
	③

物品を製造（加工）している場合

- 何を作っているのか（生産品の名称）、何から作っているのか（材料）、製品の用途、製造の方法などがわかるように記入してください。
- 機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。
- 製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造小売」などと、どちらが主な方がわかるように記入してください。

(1)	革製手袋の製造
(2)	① ゴルフ用
	② 野球用
	③ 防寒用

(1)	魚肉加工品の 製造卸売
(2)	① かまぼこ
	② ちくわ
	③

(1)	電化製品用プラスチック 製品の製造
(2)	① テレビ用筐体
	② 電話機筐体
	③ 電気掃除機筐体

(1)	電子デバイス製造
(2)	① 集積回路
	② 液晶パネル
	③

土木・建築・設備工事を行っている場合

- 建築物の種類や工事の内容がわかるように記入してください。
- 工事の内容については、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、プレハブ工法で行うかなどがわかるように記入してください。また、一部の工事を請け負っている場合は、請負内容を記入してください。
- 土木工事を行っている場合は、舗装工事が、それ以外の工事かがわかるように記入してください。
- 住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、どちらが主な方がわかるように記入してください。
- 設備工事を行っている場合は、「電気」、「給排水・衛生設備」、「空調・換気」、「ガス」、「通信（電話等）」、「消火設備」など、工事を行っている設備がわかるように記入してください。

(1)	総合工事業
(2)	① 土木工事
	② 建築工事
	③

(1)	木造住宅の建築の 一式請負
(2)	① 木造住宅
	②
	③

(1)	道路などの舗装工事の 一式請負
(2)	① 道路の舗装
	② 駐車場の舗装
	③

(1)	風呂などの住宅設備機器の 卸売及び取付工事（卸売が主）
(2)	① 風呂の浴槽
	② システムキッチン
	③ 洗浄機付きトイレ

(1)	建物の外壁の吹付塗装
(2)	① オフィスビル
	② マンション
	③ モルタル住宅

商品又は営業種目」の記入例

宿泊施設の場合

- 施設の種類がわかるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿所」、「カプセルホテル」、「ユースホテル」などと記入してください。
- 民泊の場合は、営業許可の種類（旅館・ホテル・簡易宿所）を記入してください。
- 民泊の場合は、宿泊サービスを提供しているかわかるように記入してください。
また、民泊の仲介、家主から委託され管理を行っている場合は、その旨を記入してください。

(1)	ホテル
(2)	① 結婚式
	② 宿泊
	③ レストラン

不動産に関する事業を行っている場合

- 不動産の種類（住宅、事務所、店舗、土地など）のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかがわかるように記入してください。
- マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。
- 建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負っている場合は、「ビル総合管理」、「ビルメンテナンス業」、「建物総合管理業」、「ビルサービス業」などのように記入してください。
- 建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「建物の清掃・保守」などサービスの内容がわかるように記入してください。

(1)	アパート・マンションの賃貸の仲介
(2)	① アパート
	② マンション
	③ 一戸建て住宅

(1)	マンションの管理
(2)	① マンション
	②
	③

(1)	ビル総合管理
(2)	① 施設の清掃
	② 空調設備の点検
	③

(1)	駐車場業
(2)	① コインパーキング
	② 駐車場の管理
	③

保険を扱っている場合

- 扱っている保険の種類（生命保険、火災保険など）がわかるように記入してください。
- 代理店の場合は、その旨を記入してください。

(1)	生命保険業
(2)	① 生命保険
	②
	③

(1)	保険代理店
(2)	① 生命保険
	② 自動車保険
	③

研究所の場合

- どのような内容の研究を行っているかわかるように記入してください。
- 製品（商品）の研究を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

(1)	研究所
(2)	① 抗がん剤
	②
	③

(1)	研究所
(2)	① 経済学
	② 社会学
	③

協同組合の場合

- 協同組合の種類（農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など）のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。

(1)	信用、共済、購買を行う農協
(2)	① 信用
	② 共済
	③ 購買

(1)	農業資材販売
(2)	① 肥料
	②
	③

- 単一の事業を行っている場合は、その事業（営農センター、共同選果場、ガソリンスタンドなど）を記入してください。
- 信用事業又は共済事業のほかには購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。

労働者（人材）の派遣などを行っている場合

- 「労働者派遣業」、「職業紹介業」又は「業務請負」のいずれかがわかるように記入してください。
なお、業務請負の場合は、請け負っている内容がわかるように記入してください。

(1)	労働者派遣業
(2)	① 事務員
	② ソフトウェア開発
	③

(1)	職業紹介業
(2)	① 営業スタッフ
	② 事務スタッフ
	③

(1)	業務請負
(2)	① 自動車（新車）塗装請負
	② 携帯電話組立請負
	③

パチンコ景品交換所の場合

- 景品の種類を(2)に記入してください。

(1)	パチンコ景品交換所
(2)	① 金地金
	②
	③

本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。

(1)	管理事務（自動車製造）
(2)	① 自動車
	②
	③

「主な事業の内容」、「生産品、取扱商品又は営業種目」の記入例 つづき

手技などによる療術を行っている場合

- 主に療術を行う場合は、その内容とともに、療術であることがわかるように記入してください。
- 主に美容・痩身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
- 主に心身の緊張を弛緩させるための手技による療術を行う場合は、「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」と記入してください。

(1)	リラクゼーション業 (心身の緊張を弛緩)
(2)	① ヘッドセラピー
	②
	③

(1)	エステティック業
(2)	① 美顔
	② 痩身
	③ アロマオイルトリートメント

(1)	リラクゼーション業 (手技を用いるもの)
(2)	① 手技によるボディケア
	② 手技によるフットケア
	③ 手技によるハンドケア

運輸事業の場合

- 輸送手段の種類（自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など）と輸送する対象（人、物）、特定荷主の運送などがわかるように記入してください。
- 貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業かわかるように記入してください。
- 貨物（荷物）取次業の場合は、取次店か代理店かわかるように、具体的に記入してください。

(1)	乗合バスによる 旅客の運送
(2)	① 路線バス
	② 定期観光バス
	③

(1)	トラックによる貨物 宅配便(第一種利用運送業)
(2)	① 食品
	②
	③

物品の修理を行っている場合

- 何を修理しているかがわかるように記入してください。
- 同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

(1)	自動車の整備・小売
(2)	① 自動車の整備
	② 自動車の小売
	③

福祉事業を行っている場合

- 児童福祉、老人福祉、障がい者福祉など、サービスを提供する対象がわかるように記入してください。
また、施設の種類がわかるように記入してください。
- 1箇所、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類がわかるように記入してください（同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます。）。

(1)	老人デイサービスセンター
(2)	① デイサービス
	② 訪問介護
	③ 居宅介護支援

(1)	介護老人保健施設
(2)	① 療養
	② リハビリ
	③

(1)	グループホーム（障がい者）
(2)	① 生活支援
	②
	③

(1)	高齢者複合福祉施設
(2)	① 特別養護老人ホーム
	② 認知症老人グループホーム
	③ 老人デイサービス

宗教活動を行っている場合

- 仏教系、神道系、キリスト教系などの種類がわかるように記入してください。

(1)	宗教活動（仏教系）
(2)	①
	②
	③

学校、塾などの場合

- 洋裁学校、外国語学校などで、専修学校又は各種学校の認可を得ている場合は、その区別がわかるように記入してください。

(1)	外国語学校（専修学校）
(2)	① 英語
	② フランス語
	③ スペイン語

認定こども園の場合

- 類型（「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」）がわかるように記入してください。

(1)	幼保連携型認定こども園
(2)	① 教育・保育・子育て支援
	②
	③

設計業を行っている場合

- 土木・建築の設計か、機械の設計かの区別がわかるように記入してください。

(1)	建築設計監理業
(2)	① 設計監理
	②
	③

広告業を行っている場合

- 広告を行う事業所は、広告業又は広告代理業と記入してください。

(1)	広告業
(2)	① テレビ広告
	② 新聞広告
	③ 雑誌広告

広告内容の制作のみを行っている場合

- どのような広告を制作しているかがわかるように、「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」などのように記入してください。

(1)	新聞広告制作業
(2)	① 新聞
	② 雑誌
	③

病院・医院などの場合

- 専門の科名と病床数を記入してください。
- 医院などで、病床数がなければ「病床数0」と記入してください。

(1)	〇〇診療所（病床数15）
(2)	① 内科
	② 小児科
	③

コンサルタント業の場合

- どのような内容のコンサルタントか（経営、建設、システム開発など）また、その内容（M&A、機械設計、ISOなど）を記入してください。

(1)	経営コンサルタント
(2)	① マーケティング
	② 業務改革
	③

持株会社の場合

- 持株会社は純粋持株会社、事業持株会社（事業持株会社の場合は具体的な事業の内容）などがわかるように記入してください。

(1)	純粋持株会社
(2)	① 株式配当
	② 子会社管理
	③

事業所とは

ここでいう事業所とは、物の生産や、販売、サービスの提供などの経済活動が

- ① 単一経営主体のもと(グループ企業は含めません)で / ② 一定の場所を占めて
- ③ 従業者と設備を有し / ④ 継続的に行われているもの

をいいます。

同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれ別の事業所とします。

管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

【事業所の例】



● 本所・本社・本店(本社等)とは

他の場所に**同一経営**の支社等があって、経営全体を統括している事業所をいいます。

○ 同一経営主体となる例

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を運営する事業主(企業)が経営する全ての店舗など

× 同一経営主体とならない例

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所
- ・百貨店やスーパーなどと消化仕入(売上仕入)契約を結んで、出店している売場

● 支所・支社・支店(支社等)とは

本社等の統括を受けている事業所のうち、従業者を有し、事業・活動が行われている場所をいい、「支所・支社・支店」のほか、営業所、出張所、工場、配送センターなどもいいます。

【事業所とする例、事業所としない例】

○ 事業所とする例

- ・他の会社など別経営の事務所から派遣されている人のみで貴法人の事業活動が行われている場合も、貴法人の事業所とします。
- ・貴法人が他社から業務を請負って、他社の工場などの中に、一定の場所を占めて業務を行っている場合、その部分は貴法人の事業所とします(指定管理者制度により施設管理を受託しているような場合も同様です)。

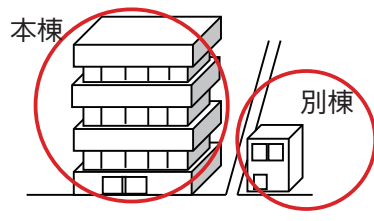
× 事業所としない例

- ・ビルやダムなどの建設現場にある詰所等は、**事業所とはしません(管理している建設会社の事業所に含めます)。**
- ・マンションの管理人室や、テナントなどが入居するビルの管理人室は、場所が離れていても、原則として別の事業所とはしません(それらを管理している管理会社などの事業所に含めます)。
- ・国及び地方公共団体などの行政機関に在駐している**記者クラブ**は単一の事業所とはしません(管理している報道機関などの事業所に含めます)。また、空港など行政機関以外に在駐している場合も、特段の報道機材を持ち込んでいなければ事業所とはしません。

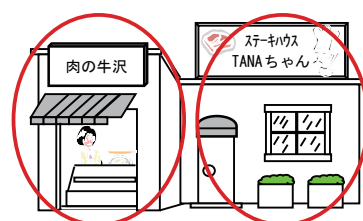
事業所の区切り方について

- ① 事業所は、原則として、場所(同一区画)ごとに、それぞれ別の事業所としますので、道路を隔てた別棟において事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所とします。
 - ② 同じ建物でも入口が完全に異なっている場合は、別の場所にあるものとみなして、それぞれ別の事業所とします。
 - ③ ただし、近接していて、経営諸帳簿が一緒に分けることができない場合は、1つの事業所とします。
- ※ 経営諸帳簿とは、賃金支払台帳、売上台帳、現金出納帳、出勤管理簿などをいいます。

- ① 本棟と別棟は、それぞれ別の事業所



- ② 入口が異なっているのでそれぞれ別の事業所



- ③ 近接していて、経営諸帳簿が一緒に分けることができないので1つの事業所

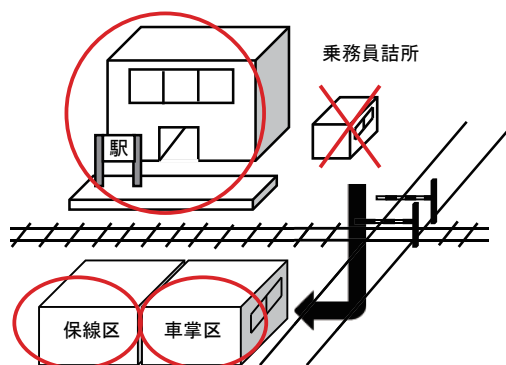


※ 事業所の区切り方について、ご不明な点がございましたら、裏表紙のお問い合わせ先までご相談ください。

【区切り方の特殊な例】

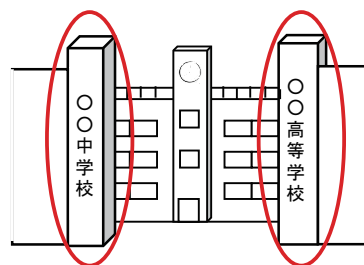
- **鉄道などによる運輸業**は、管理責任者のいる場所ごとに別々の事業所とします。
鉄道業で、同一構内に、駅、車掌区、保線区、電力区などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。
ただし、駅長、区長など管理責任者の置かれていない機関は、そこを管理する責任者などのいる事業所に含めて1つの事業所とします。

事業所は3つ



- **同一区画に高校と中学校など2つ以上の学校がある場合**は、学校の種類ごとに別々の事業所とします。
また、大学に併設されている附属病院や研究所も、それぞれ別の事業所とします。ただし、大学の複数の学部学科が同一のキャンパス内にある場合については、1つの事業所とします。

学校ごとに別の事業所



- **テナントとして出店している場合は、出店元の企業の事業所とします。**
ただし、百貨店などと**消化仕入(売上仕入)**の契約を結んで、出店している売場については、出店先の百貨店に含まれるため、出店元の企業の事業所とはしません。

MEMO

コールセンター・
ホームページの
ご案内

経済構造実態調査・経済センサス- 基礎調査・経済産業省企業活動基本調査 実施事務局

【電話番号】 **0120-707-256** (通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6735-9193 (有料))

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00～18:00

ご不明な点があれば、実施事務局ホームページの各種コンテンツもご活用ください。

【実施事務局ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp/> ➡

